令和元年 7 月 17 日　庁議資料
保健福祉局

市の施設における受動喫煙対策について

福岡市の受動喫煙対策については，市の施設において原則屋内禁煙を実施するなど，受動喫煙防止の取組みを推進していただいているところです。

受動喫煙対策強化のため昨年 7 月に公布された健康増進法の一部を改正する法律が，令和元年 7 月 1 日に一部施行となり，学校，病院，児童福祉施設や行政機関の庁舎等（第一種施設）は，「原則敷地内禁煙」となっております。

つきましては，各局・区・室におかれまして，再度，所管の施設の状況を確認し，必要となる措置を講じる等，引き続き受動喫煙対策を進めていただきますようお願いいたします。

記

１　対象となる市の施設

市の組織が入った施設，市が運営する施設，指定管理者制度により運営する施設，地方公営企業が運営する施設，その他市の関連施設すべてを「市の施設」とします。

市の施設は，すべて第一種施設に準じて，受動喫煙対策措置を講じていただくようお願いいたします。

２　講ずべき受動喫煙対策措置

（１）「原則敷地内禁煙」

屋内は完全禁煙です。屋外に，受動喫煙防止措置がとられた喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することは可能です。

（２）「特定屋外喫煙場所」設置に必要な措置（①～③すべて必要となります）

①喫煙をすることができる場所が区画されていること。例：ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝによる区画
②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。例：建物の裏や屋上

３　対応状況調査

８月末に各施設における受動喫煙対策状況調査を実施予定。

※6 月 12 日付保健第 339 号文書で各局・区・室長あてに依頼文を送付しておりますので，ご参照ください。

【問い合わせ先】
保健福祉局健康医療部健康増進課
担当：近藤，岩佐　電話：711-4374（内線 2045）